電子申請の概要について

電子申請のメリット

業務効率化、コスト削減

- ⇒郵送代、保管コスト、仕分け・封緘等の作業費等の削減
- ⇒検索による作業効率向上

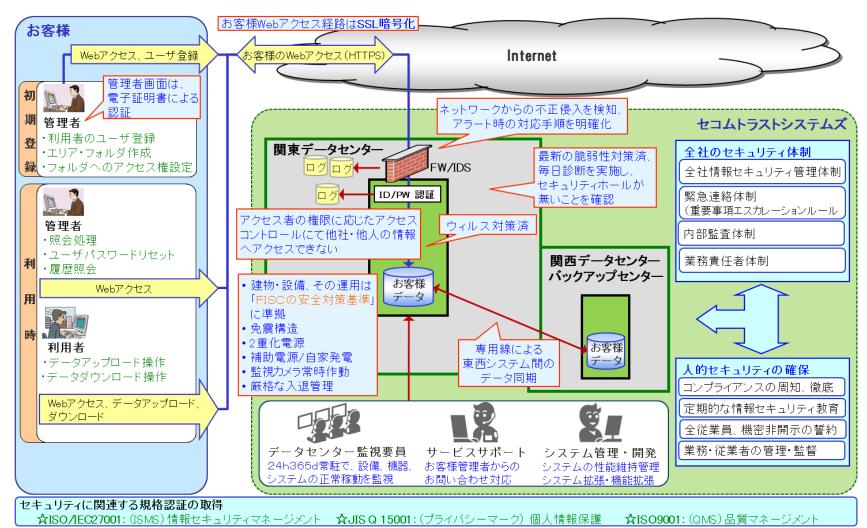
情報漏洩事故の防止

- ログ記録による事故抑止
- ⇒□グに記録が常に取られているという事実による抑止効果
- ⇒輸送中、誤送付による情報漏洩事故の防止
- ⇒万一の事故の際の後追い



システムのセキュリティ

電子申請システムは、セコムのエコ文書システムを利用したシステムです。 個人情報が含む重要なデータは、セコムのデータセンターの管理下、厳重に管理されます。 システムにアクセスするためには、電子証明書がインストールされたパソコンのみです。



電子申請の概要

電子申請が行える届出

- ○被保険者資格取得届
- ○被保険者資格喪失届
- ○被保険者標準報酬月額変更届
- ○被保険者報酬月額算定基礎届
- ○被保険者賞与支払届
- ○被扶養者異動届

システムが利用できる方

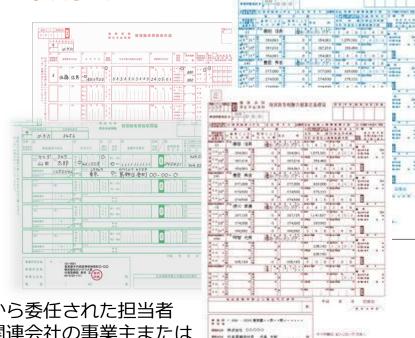
- ○当健康保険組合加入事業所の事業主または、事業主から委任された担当者
- ○当健康保険組合加入事業所の事業主から委任された関連会社の事業主または その担当者
- ○当健康保険組合加入事業所の事業主から委任された社会保険労務士

システム利用料等について

- ○システムにアクセスするための電子証明書は無料で発行いたします。
- ○発行した電子証明書は5年間有効で月次、更新料とも費用は掛かりません。

その他

○届出に必要な添付書類もアップロードができます。(被保険者証のみご郵送ください。)



電子申請を利用するにあたり

電子申請システムの利用に必要な環境

インターネットの環境下にあり、特定の方のみ利用する次の推奨環境であるパソコン

OS: Windows 10

ブラウザ: Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版

開始するときの届出

○電子申請利用申出書

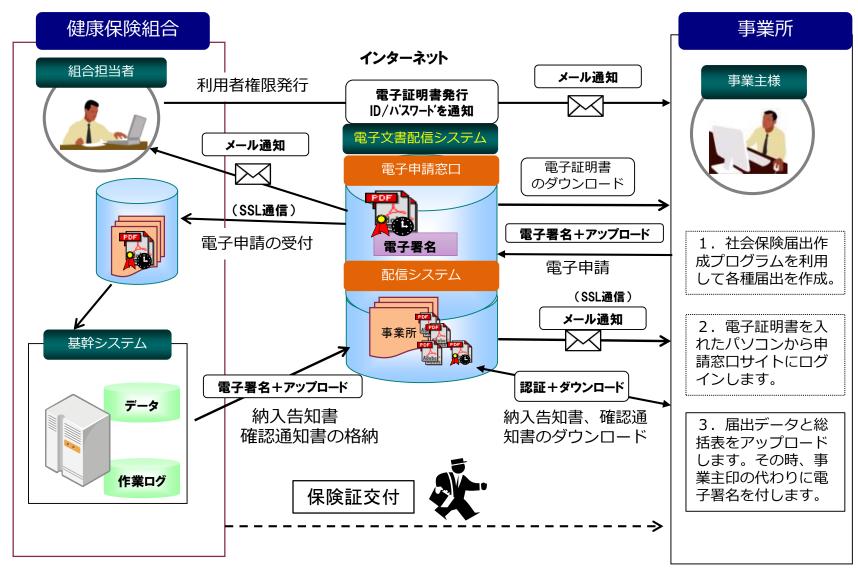
事業主が直接届出する方法と社会保険労務士が提出代行する方法によって届出用紙が異なります。※当組合ホームページからダウンロードしてください。

- ○事業所の履歴事項証明書(登記簿謄本)のコピー(届出の3か月以内)
- ○利用者の身分証明書のコピー(運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)
- ○社会保険労務士が提出代行する場合は、社会保険労務士証票または会員証のコピーも必要です。

利用開始準備等

- ○電子証明書のダウンロード先や利用登録に必要な利用者情報は、メールでご案内いたします。
- ○電子申請を行うパソコンを限定し、電子証明書をパソコンにインストールします。 (電子証明書は1ユーザー1証明書となり、複数持つことは出来ません。)
- ○ダウンロードした電子証明書は、他のパソコンに移す事はできません。再度お申込が必要となります。
- ○電子申請は書類に事業主印を捺印する代わりに電子署名を裏書しますので、捺印した届出を提出する 必要がありません。

電子申請のイメージ



届出処理について

- 1. 届出データは、24時間アップロードすることが可能です。
- 2. 毎業務日の15時に申請データは、確定データとして締切り業務システムへ移行して処理を行います。
- 3. 締切時間の15時までは、届出データの削除や再アップロードは、各ユーザにおいて可能です。 (事務局で内容確認している場合、ファイルが見えなくなっていますので事務局にご連絡ください。)
- 4. 処理後の決定通知書は、「電子文書配信システム」(納入告知書等を配信)の適用関係決定通知書フォルダ へ配信します。被保険者証のみ簡易書留でお送りいたします。 (※ 送付先は、登録住所となります。)